

## 第6章 その他の良好な景観形成に関する方針

### 1. 屋外広告物<sup>22</sup>の表示及び掲出に関する基本事項の策定

屋外広告物は、屋外で公衆に表示されるものであり、商業活動における情報提供、各施設への案内、危険場所の注意喚起等多種多様な目的に応じ、多くの場所で行われ、私たちの日常生活の情報源としても欠かすことのできないものです。

一方で、これら広告物の設置は、景観の形成に大きな影響を与えるもので、市街地部や主要な幹線沿いでの設置については、そのまちを印象付けることになる一つの要素になります。

そのため、本市の良好な景観の形成を推進するうえで、重要な要素である屋外広告物について、その表示又は掲出に関する基本事項の策定について今後検討します。

### 2. 景観重要公共施設の整備

#### (1) 景観重要公共施設の整備に関する基本事項

景観計画区域内にある特定公共施設<sup>23</sup>については、景観資源として市民、観光客など、多くの視点から見る事ができるものであるため、次に掲げる基準のいずれかに該当するものを、これらの管理者等との協議により、「景観重要公共施設」として指定することができます。

##### 【指定基準】

- ① 景観啓発地区、景観地区の周辺で、景観形成を一体的に推進する必要がある区域に位置する施設であること。
- ② 地元地区などが積極的に景観形成に取り組んでいる区域に位置する施設であること。
- ③ 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取組が期待できるものであること。
- ④ 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるものであること。
- ⑤ その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設であること。

#### (2) 景観重要河川「一級河川川内川」

##### 景観形成方針→川内川を中心とした水景文化空間を活かした魅力的な河川景観の創出

一級河川川内川は、九州を代表する河川であり、市民生活と密着した水景文化空間といえます。そこで、川内川を景観法第8条第2項第4号ロ<sup>24</sup>及びハに基づく「景観重要河川」に指定し、景観形成方針を「川内川を中心とした水景文化空間を活かした、魅力的な河川景観の創出」と定め、市民にとって身近な水と緑の景観資源として保全・育成を図ります。

##### (1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

<sup>22</sup> 屋外広告物:屋外広告物法第2条第1項に定義されているもので、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり机並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

<sup>23</sup> 特定公共施設:①道路法による道路②河川法による河川③都市公園法による都市公園④海岸法による海岸保全区域等に係る海岸⑤港湾法による港湾⑥漁港漁場整備法による漁港⑦自然公園法による公園事業に係る施設等のこと。

<sup>24</sup> 法第8条第2項第4号ロ:当該景観計画区域内の特定公共物に係る施設その他政令で定める公共施設であって、良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項

○国が定めた「川内川水系河川整備計画」に基づき、河川や周辺環境が織り成す個性的な魅力づくりに配慮した整備や生態系に配慮した自然環境の保全・創出などを進め、川内川らしい河川景観を形成する。

○市民のオアシスとなる空間として、安全性を考慮しつつ、潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。

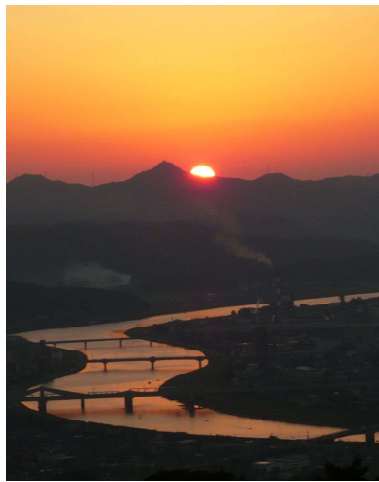
(2) 景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの

河川法第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項の許可の基準

景観重要河川において、土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為等を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。

○工作物等の設置にあたっては、景観形成の方針を妨げないよう努める。

○周辺の自然環境との調和や眺望景観に配慮するように努める。



夕暮れの川内川

(3) 景観重要道路

ア 「国道3号」(高城川左岸から川内駅交差点間)

**景観形成方針→国道3号を中心としたにぎわいと歴史を実感できる魅力的な市街地景観の創出**

国道3号は本市市街地を南北に貫通するメインストリートであり、市民生活と密着した市街地空間といえます。そこで、国道3号高城川左岸から国道3号川内駅交差点間を景観法第8条第2項第4号ロ及びハに基づく「景観重要道路」に指定し、景観形成方針を「国道3号を中心としたにぎわいと歴史を実感できる、魅力的な市街地景観の創出」と定め、市民にとって身近で活気ある美しいメインストリートとしての保全・育成を図ります。

(1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

○ 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。

○ 本市のメインストリートとして、風格ある景観の形成と商業地としてのにぎわいの創出につながる整備を行う。

○ 潤いや安らぎのある景観を形成するため、電線類地中化を推進し、可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、適正な維持・管理を行う。

○ 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等によるま

ち並みと調和したデザイン、色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。

(2) 景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの  
道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において、バス停などの工作物(以下「工作物等」という。)の道路  
占用の許可を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。

- 工作物等の設置にあたっては、景観形成の方針を妨げないように努める。
- 工作物等の形態や色彩等は、沿道の建築物とのバランスに配慮し、調和のとれたものとする。



国道3号

イ 「都市計画道路：昭和通線」(川内駅交差点から川内駅西口駅前広場まで)  
(県道332号：川内停車場線、県道42号：川内加治木線の重複部分)

**景観形成方針→本市の玄関口である川内駅と一体となった、にぎわいのある魅力的な市街地景観の創出**

一般地方道 県道332号(川内停車場線)は、川内駅から国道3号までの路線であり、その一部には主要地方道 県道42号(川内加治木線)も重複している路線(以下「昭和通り」という。)です。ここは既に無電柱化が行われ、川内駅に降りた方が最初に目にする本市の顔となるべき場所です。

そこで、昭和通りを景観法第8条第2項第4号ロ及びハに基づく景観重要道路に指定し、景観形成方針を「本市の玄関口である川内駅と一体となった、にぎわいのある魅力的な市街地景観の創出」と定め、住民や訪れた方々にとって身近で魅力的な通りとしての保全・育成を図ります。

(1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

- 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 中心部のシンボルとなる通りとして、風格ある景観の形成と商業地としてのにぎわいの創出につながる整備を行う。
- 潤いや安らぎのある景観形成のための適正な維持・管理を図る。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等によるまち並みが映えるデザイン、色彩に配慮する。

(2) 景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの  
道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において、バス停などの工作物(以下「工作物等」という。)

の道路占用の許可を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。

- 工作物等の設置にあたっては、景観形成の方針を妨げないように努める。
- 工作物等の形態や色彩等は、沿道の建築物とのバランスに配慮し、調和のとれたものとする。



昭和通線

#### ウ 「都市計画道路：平成通線」

(川内駅東口駅前広場から市道平佐加治屋馬場線まで)

#### 景観形成方針→駅から住宅地へとつながる住空間の始まりとして、ふれあいと安らぎのある魅力的なプロムナードの創出

都市計画道路：平成通線（以下「平成通り」という。）は、川内駅東口駅前広場から市道平佐加治屋馬場線までの路線であり、国道3号から県道42号（都市計画道路：昭和通線）と川内駅を合わせた商業地域から住宅地へとつながる路線であり、川内駅との交通連結機能と良好な住環境を併せ持った場所です。

そこで、平成通りを景観法第8条第2項第4号ロ及びハに基づく景観重要道路に指定し、景観形成方針を「駅から住宅地へとつながる住空間の始まりとして、ふれあいと安らぎのある魅力的なプロムナードの創出」と定め、住民が安心して通行でき、緑豊かな魅力的な通りとしての保全・活用を図ります。

##### (1) 景観重要公共施設の整備に関する方針

- 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 川内駅から住宅地へとつながる通りとして、落ち着きがあり、安全性の高い整備を行う。
- ふれあいとやすらぎのある景観形成のため、電線類の地中化を行うとともに、街路樹等を整備し、適正な維持・管理を図る。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等によるまち並みが映えるデザイン、色彩に配慮する。

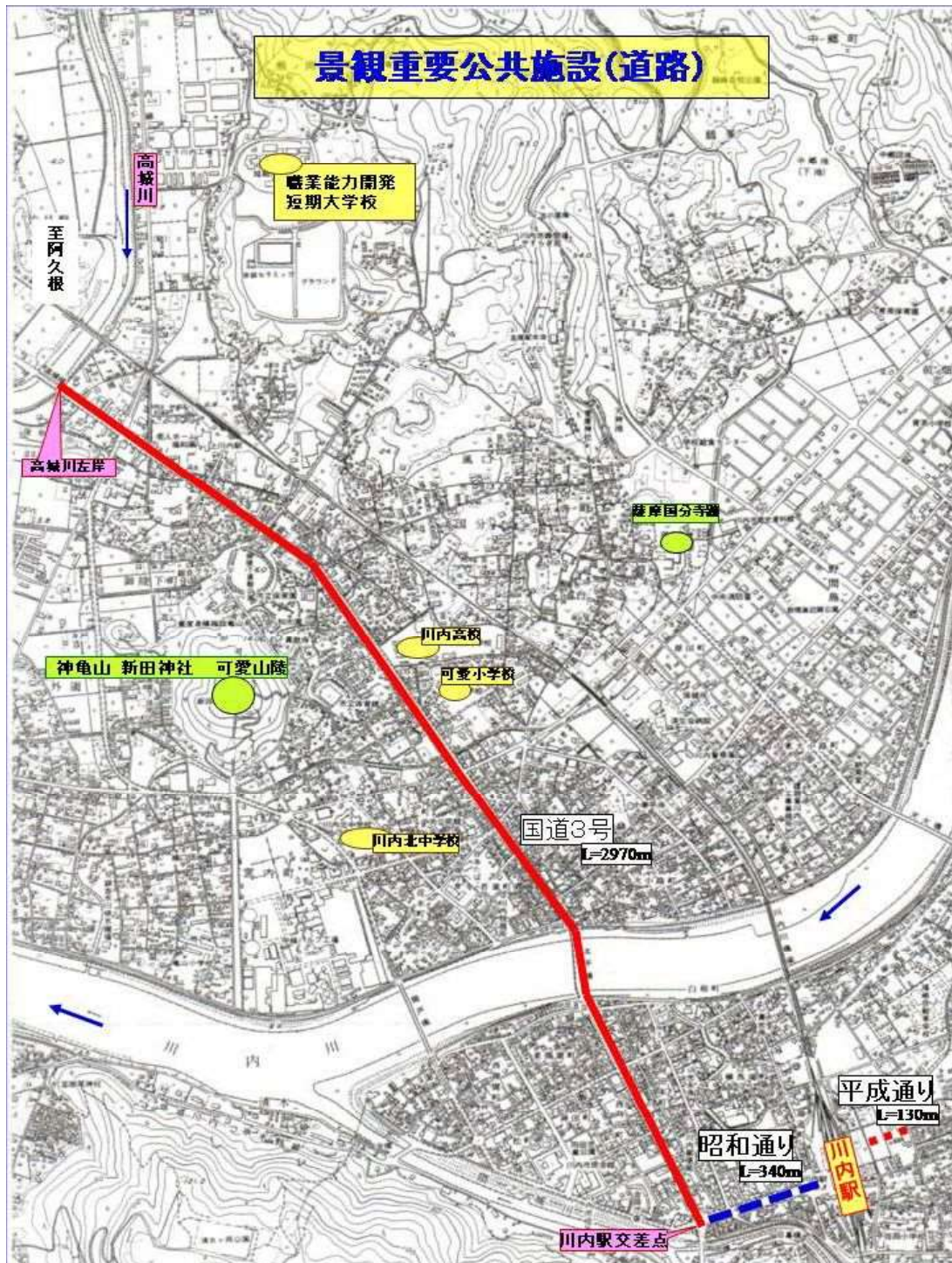
##### (2) 景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において、バス停などの工作物（以下「工作物等」という。）の道路占用の許可を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。

- 工作物等の設置にあたっては、景観形成の方針を妨げないように努める。

- 工作物等の形態や色彩等は、沿道の建築物とのバランスに配慮し、調和のとれたものとする。

景観重要公共施設（道路）範囲図



### 3. 景観農業振興地域整備計画<sup>25</sup>の策定

景観計画区域の農業振興地域内について、ふるさとの魅力あふれる景観を保全するために、必要となる基本的な事項を今後検討します。

また、中山間地域等直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策の活用により、地域住民が主体的に地域の景観保全に取り組めるように支援します。



入来町内之尾の棚田（棚田100選）

<sup>25</sup> 景観農業振興地域整備計画:法第55条に規定されているもので、市町村は景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。